

第1回武蔵村山市大綱・第二次教育振興基本計画策定懇談会 次第

日 時：平成28年4月28日（木）

午後7時から

場 所：301会議室

1 開 会

2 教育長挨拶

3 委員自己紹介

4 事務局紹介

5 報 告

- (1) 武蔵村山市大綱・第二次教育振興基本計画策定懇談会設置要綱について

6 議 題

- (1) 座長及び副座長の選出について
- (2) 武蔵村山市大綱・第二次教育振興基本計画策定懇談会に関する運営要領（案）について
- (3) 懇談会の進め方について
- (4) 武蔵村山市教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱（素案）について
- (5) その他

7 閉 会

【配布資料】

- 資 料 1 武蔵村山市大綱・第二次教育振興基本計画策定懇談会設置要綱
- 資 料 2 武蔵村山市大綱・第二次教育振興基本計画策定懇談会に関する運営要領（案）
- 資 料 3 武蔵村山市教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱・武蔵村山市第二次教育振興基本計画策定方針
- 資 料 4 総合教育会議等の概要
- 資 料 5 教育大綱及び教育振興基本計画策定方針の概要
- 資 料 6 武蔵村山市教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱（現教育大綱）
- 資 料 7 武蔵村山市教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱（素案）
- 参考資料 武蔵村山市教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱（現教育大綱と素案の比較）

武蔵村山市大綱・第二次教育振興基本計画策定懇談会設置要綱

平成 27 年 12 月 3 日

訓令（乙）第 186 号

（設置）

第 1 条 地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）第 1 条の 3 第 1 項に規定する教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱（以下単に「大綱」という。）及び教育基本法（平成 18 年法律第 120 号）第 17 条第 2 項に規定する教育の振興のための施策に関する基本的な計画（以下「第二次教育振興基本計画」という。）を市民等の意見を反映して策定するため、武蔵村山市大綱・第二次教育振興基本計画策定懇談会（以下「懇談会」という。）を置く。

（所掌事項）

第 2 条 懇談会は、大綱又は第二次教育振興基本計画の素案の作成に関し必要な事項を検討審議し、その結果をそれぞれ市長又は教育委員会に報告する。

（組織）

第 3 条 懇談会は、次に掲げるところにより市長が委嘱する委員 11 人をもって組織する。

- (1) 学識経験者 1 人
- (2) 武蔵村山市教育委員会委員 1 人
- (3) 武蔵村山市立小学校校長会の代表 1 人
- (4) 武蔵村山市立中学校校長会の代表 1 人
- (5) 武蔵村山市社会教育委員 1 人
- (6) 武蔵村山市スポーツ推進委員 1 人
- (7) 武蔵村山市公民館運営審議会の委員 1 人
- (8) 武蔵村山市立小学校の P T A の会長 1 人
- (9) 武蔵村山市立中学校の P T A の会長 1 人
- (10) 公募による市民 2 人

2 前項に規定する委員の任期は、前条に規定する報告をもって満了するものとする。

（座長及び副座長）

第 4 条 懇談会に、座長及び副座長 1 人を置き、委員の互選により選任する。

2 座長は、懇談会を代表し、会務を総理する。

3 副座長は、座長を補佐し、座長に事故があるとき、又は座長が欠けたときは、その職務を代理する。

（会議）

第 5 条 懇談会の会議は、座長が招集する。

- 2 懇談会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 懇談会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、座長の決するところによる。

(庶務)

第6条 懇談会の庶務は、企画財務部企画政策課及び教育部教育総務課において処理する。

(委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、懇談会の運営に関し必要な事項は、座長が懇談会に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成27年12月3日から施行する。

武蔵村山市大綱・第二次教育振興基本計画策定懇談会 委員名簿

区 分	氏 名	職 名	備 考
委 員	近 藤 精 一	東京学芸大学 教職大学院特任教授	学識経験者
委 員	土 田 三 男	教育長職務代理者	武蔵村山市教育委員会委員
委 員	鶴 田 浩 二	市立第一小学校校長	武蔵村山市立小学校校長会の代表
委 員	栗 原 伊知郎	市立第三中学校校長	武蔵村山市立中学校校長会の代表
委 員	栗 岩 淳 一	社会教育委員	武蔵村山市社会教育委員
委 員	加 々 見 茂	スポーツ推進委員	武蔵村山市スポーツ推進委員
委 員	野 崎 富 生	公民館運営審議会委員	武蔵村山市公民館運営審議会の委員
委 員	羽 鳥 直 美	村山学園 PTA 会長	武蔵村山市立小学校の PTA の会長
委 員	内 野 博 之	大南学園第四中学校 PTA 会長	武蔵村山市立中学校の PTA の会長
委 員	藤 村 純 子		公募による市民
委 員	大 槻 こずえ		公募による市民

武蔵村山市大綱・第二次教育振興基本計画策定懇談会に関する運営要領（案）

平成 28 年 月 日

武蔵村山市大綱・第二次教育振興基本計画策定懇談会決定

（趣旨）

第 1 条 この要領は、武蔵村山市附属機関等の会議及び会議録の公開に関する指針（平成 19 年 6 月 11 日市長決裁）第 8 条第 2 項の規定に基づき、武蔵村山市大綱・第二次教育振興基本計画策定懇談会（以下「懇談会」という。）の公開に関し、必要な事項を定めるものとする。

（懇談会の公開）

第 2 条 懇談会は、公開とする。

2 公開は、市民に懇談会を傍聴させることにより行う。

（傍聴手続）

第 3 条 懇談会を傍聴しようとする者は、傍聴申込書（第 1 号様式）により懇談会の座長（以下「座長」という。）の承認を受けなければならない。

（許可しない者）

第 4 条 座長は、次のいずれかに該当する者の傍聴を認めないことができる。

- (1) 銃器、棒等その他の人に危害を加え、又は迷惑を及ぼすおそれがある物を携帯している者
- (2) 酒気を帯びていると認められる者
- (3) 前 2 号に掲げるもののほか、議事を妨害し、又は人に迷惑を及ぼすおそれがあると座長が認める者

（傍聴人の遵守事項）

第 5 条 傍聴人は、次に掲げる事項を守らなければならない。

- (1) 会議中は、みだりに席を離れないこと。
- (2) 飲食又は喫煙をしないこと。
- (3) 会議における意見などに対して、賛否を表明し、又は拍手をしないこと。
- (4) 私語、談笑等をしないこと。
- (5) 写真等を撮影し、又は録音をしようとするときは、会長の許可を受けなければならないこと。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、推進委員会の議事進行を妨げ、又は品位を傷つける行

為をしないこと。

(傍聴人に対する指示等)

第6条 座長は、傍聴人に対し必要な指示をすることができる。

2 座長は、傍聴人が前項の指示に従わないときは、退場を命ずることができる。

(会議録)

第7条 会議録は、発言の要旨を記載したものとする。

2 作成した会議録は、次の会議の際、懇談会の委員の承認を得て確定する。

3 会議録は、その全部を公開する。

(委任)

第8条 この要領に定めるもののほか必要な事項は、座長が会議に諮って定める。

第1号様式（第3条関係）

傍聴申込書

第 号

平成 年 月 日	
武蔵村山市大綱・第二次教育振興基本計画策定懇談会 座長 殿	
申込者氏名	
会議を傍聴したいので、下記のとおり申し込みます。	
傍 聴 者	氏 名
	住 所
	連 絡 先
附属機関等の名称	第 回武蔵村山市大綱・第二次教育振興基本計画策定懇談会
開 催 日 時	平成 年 月 日 () 午前・午後 時から
開 催 場 所	
備 考	

傍聴承認書

第 号

傍 聴 者	氏 名
	住 所
	連 絡 先
附属機関等の名称	第 回武蔵村山市大綱・第二次教育振興基本計画策定懇談会
開 催 日 時	平成 年 月 日 () 午前・午後 時から
開 催 場 所	
備 考	
上記のとおり会議の傍聴を承認します。	
平成 年 月 日	
武蔵村山市大綱・第二次教育振興基本計画策定懇談会座長	

(日本工業規格A列4番)

傍 聴 者 心 得

- 1 会議中は、みだりに席を離れないこと。
- 2 飲食又は喫煙をしないこと。
- 3 会議における意見等に対して、賛否を表明し、又は拍手をしないこと。
- 4 私語、談笑等をしないこと。
- 5 写真等を撮影し、又は録音をしようとするときは、懇談会の座長の許可を受けなければならないこと。
- 7 その他会議の議事進行を妨げ、又は品位を傷つける行為をしないこと。
- 8 武蔵村山市大綱・第二次教育振興基本計画策定懇談会の座長の指示に従うこと。

武蔵村山市教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱・ 武蔵村山市第二次教育振興基本計画策定方針

1 策定基本方針

(1) 基本的な考え方

現在の武蔵村山市教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱（以下「大綱」という。）は、平成27年5月に実施した平成27年度第1回総合教育会議において、武蔵村山市教育振興基本計画（以下「教育振興基本計画」という。）の基本理念、教育目標及び基本方針とすることと決定している。そのため、教育振興基本計画の終期である平成28年度をもって大綱も終期を迎える。

そこで、次期大綱及び教育振興基本計画を策定する必要がある。大綱は市の教育等に関する総合的な施策の方針とされているため、大綱に基づいた教育振興基本計画の策定が必要である。

上記位置付けをよりはっきりさせるため、次期大綱は教育振興基本計画の一部を大綱と位置付けるのではなく、単独で策定し、教育振興基本計画については大綱を踏まえた策定を行う。

(2) 大綱

ア 予算編成・執行や条例提案などの重要な権限を有している市長が大綱を定めることにより、地域住民の意向のより一層の反映と地方公共団体における教育、学術及び文化の振興に関する施策の総合的な推進を図る。

イ 大綱は、市の教育、学術及び文化の振興に関する総合的施策について、その目標や施策の根本となる方針を定める。

(3) 第二次教育振興基本計画

ア 本計画は、大綱及び10年先を見通し作成した教育振興基本計画（以下「一次計画」という。）の基本理念を踏まえ、本市の教育の振興に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、本市の教育の目指すべき姿を明らかにし、「一次計画」に続く5か年に取り組む基本的な施策の方向性及び重点施策を示すものとする。

イ 本計画は、国や東京都など関係機関による計画や法律との整合性に留意する。

2 計画期間（大綱及び第二次教育振興基本計画）

平成29年度から平成33年度まで

3 策定体制

(1) 大綱・第二次教育振興基本計画策定懇談会

ア 所掌事務

(ア) 大綱の素案について協議し、その結果を市長に報告する。

(イ) 第二次教育振興基本計画の素案について協議し、その結果を教育委員会に報告する。

イ 構成

有識者、小・中学校長、市民団体及び公募による委員 合計 11人

有 識 者	大学教授（予定）
	教育委員会委員
関係機関	小・中学校校長会 小学校・中学校から各 1人
市民団体	社会教育委員
	スポーツ推進委員
	公民館運営審議会委員
	市公立学校PTA連合会 小学校・中学校から各 1人
公 募	2人

(2) 大綱策定委員会

ア 所掌事務

庁内に設置する大綱策定委員会は、大綱の原案を策定し、市長に報告する。

イ 構成

構 成 員	
(委 員 長)	副市長
(副委員長)	教育長
(委 員)	企画財務部長、教育部長、学校教育担当部長、防災安全課長、協働推進課長、子育て支援課長、子ども育成課長、子ども育成課児童担当課長、健康推進課長、教育総務課教育施設担当課長、指導・教育センター担当課長、学校給食課長、文化振興課長、スポーツ振興課長、図書館長

(3) 第二次教育振興基本計画策定委員会

ア 所掌事務

庁内に設置する第二次教育振興基本計画策定委員会は、基本計画の原案を策定し、教育委員会に報告する。

なお、専門的な調査・研究を行わせるため、専門部会を置く。

《検討内容》

- 教育委員会内他計画との整合性
- 分野ごとの主要施策の整理・検討
- 市民意見の反映 など

イ 構成

委員会及び部会	構 成 員
策定委員会	(委員長) 教育長 (副委員長) 企画財務部長 (委員) 教育部長、学校教育担当部長、防災安全課長、協働推進課長、子育て支援課長、子ども育成課長、子ども育成課児童担当課長、健康推進課長、教育総務課教育施設担当課長、指導・教育センター担当課長、学校給食課長、文化振興課長、スポーツ振興課長、図書館長
学校教育部会	(部会長) 指導・教育センター担当課長 (副部会長) 教育総務課教育施設担当課長 (委員) 教育総務課主査、教育総務課教育施設担当主査、教育指導課主査、協働推進課主査、子育て支援課主査、子ども育成課主査、健康推進課主査
生涯学習部会	(部会長) 文化振興課長 (副部会長) スポーツ振興課長 (委員) 企画政策課主査、文化振興課主査、スポーツ振興課主査、図書館主査（ただし、文化振興課は主査2名）

4 市民意見

市民からの意見については、以下の方法により聴取するものとする。

(1) 大綱・第二次教育振興基本計画策定懇談会

市民の中から公募等により委員を選定し、大綱・第二次教育振興基本計画の素案について協議をしていただき、大綱の素案に関する協議の結果については市長に報告し、第二次教育振興基本計画の素案に関する協議の結果については教育委員会に報告する。

(2) パブリックコメント

大綱及び第二次教育振興基本計画の素案を策定した後、ホームページ等により市民からの意見を求め、原案に反映させる。

5 策定スケジュール

別紙「武蔵村山市教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱・武蔵村山市第二次教育振興基本計画策定スケジュール」のとおり

資料3別紙

武蔵村山市教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱・
武蔵村山市第二次教育振興基本計画策定スケジュール

			平成27年度							平成28年度											
			9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
大綱	総合教育会議	会議		○						○					○				○		
		策定方針の決定		○																	
		素案確認									○					○					
		大綱の決定																		○	
	懇談会	公募						○	○												
		委嘱								○											
		会議								○	○										
		提言										○									
	策定委員会	任命				○															
		会議				○		○		○			○					○			
		素案の検討・確認						○					○								
		素案の決定								○			○								
		原案の検討・確認																○			
		原案の決定・報告																○	○		
その他	意見公募															○	○				
計画	教育委員会	会議																	○	○	
		原案の検討(協議)																	○		
		原案の決定																			○
		計画の決定																			○
	懇談会	公募						○	○												
		委嘱								○											
		会議										○	○	○							
		提言													○						
	策定委員会	任命				○															
		会議				○		○		○		○			○	○	○				
		素案の検討・確認						○		○		○			○						
		素案の決定								○					○						
		原案の検討・確認															○	○			
		原案の決定・報告																○			
	専門部会	任命				○															
		会議				○				○	○		○			○	○				
		素案の検討								○	○		○								
原案の検討															○	○					
その他	意見公募															○	○				
	学校意見聴取															○	○				
	全員協議会																		○		

※懇談会は、大綱及び計画の素案について協議する。

※大綱及び計画の意見公募は、同時に実施する。

総合教育会議の概要

市長

- ①総合教育会議を設置
- ②総合教育会議を招集
- ③教育大綱の策定・変更
- ④教育大綱の公表
- ⑤議事録の作成・公表

総合教育会議

1 構成員

市長及び教育委員会
※必要に応じ、関係者及び学識経験者の意見聴取が可能

2 協議・調整事項

- ① 教育行政の大綱の策定
- ② 教育の条件整備など重点的に講ずべき施策
- ③ 児童・生徒等の生命・身体の保護等緊急の場合に講ずべき措置

3 運営

- ① 会議は、原則公開
- ② 会議録は、原則公開
- ③ 運営に関し必要な事項は、総合教育会議が定める。

4 その他

会議の構成員は会議で調整した結果を尊重しなければならない。

教育委員会

教育委員会に属する事項に関して、協議する必要があると考える場合、市長に協議すべき具体的事項を示し、総合教育会議の招集を求めることができる。

政治的中立性の確保

- 総合教育会議で、市長と協議・調整は行いが、最終的な執行権限は教育委員会に留保されている。

- 1 市長が教育行政に果たす責任や役割が明確になるとともに、市長が公の場で教育政策について議論することが可能に
- 2 市長と教育委員会が協議・調整することにより両者が教育政策の方向性を共有し、一致して執行にあたることが可能に

教育大綱の概要

➤策定の目的

予算編成・執行や条例提案などの重要な権限を有している地方公共団体の長が、教育大綱を定めることにより、地域住民の意向のより一層の反映と地方公共団体における教育、学術及び文化の振興に関する施策の総合的な推進を図るもの。

➤策定者

地方公共団体の長（地方教育行政の組織及び運営に関する法律第1条の3第1項）

➤内容

- 地方公共団体の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策について、その目標や施策の根本となる方針を定めるもの。
- 教育以外の学術、文化等についてまで記載する必要はない。

➤手続

- 教育大綱を策定又は変更しようとするときは、あらかじめ総合教育会議に協議する必要がある。
- 教育大綱を策定又は変更したときは、遅滞なく公表しなければならない。

教育大綱と教育振興基本計画の関係

➤現在の教育振興基本計画の位置付け

- 教育基本法の規定に基づき、国の教育振興基本計画及び東京都教育ビジョン（第2次）を踏まえ、市の取り組むべき施策の体系をより明確にし、着実に推進していくために具体的施策を示したもの。
- 第四次長期総合計画の学校教育分野及び生涯学習分野における個別計画であるとともに、教育委員会の教育目標を具現化する最上位計画

➤教育大綱と教育振興基本計画の関係

- 既に地方自治体が教育振興基本計画を定めている場合は、地方公共団体の長が、総合教育会議において教育委員会と協議・調整し、当該計画をもって教育大綱に代えることと判断した場合には、別途新たに教育大綱を策定する必要はない。
- ⇒ 現在は、上記により、教育振興基本計画の21頁から23頁までに記載のある、基本理念、教育目標、基本方針を教育大綱としている。
 - ⇒ 次期教育大綱は、教育大綱が市の教育等に関する総合的な施策の方針という位置づけをよりはっきりさせるため、単独で策定し、教育振興基本計画は、教育大綱を踏まえ策定を行う。

教育大綱及び教育振興基本計画策定方針の概

		教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱														第二次教育振興基本計画																																																																																																																																																																																																																																																													
策定基本方針		<ul style="list-style-type: none"> ▶ 予算編成、条例提案などの権限を有している市長が大綱を定めることにより、地域住民の意向の一層の反映と市における教育、学術及び文化の振興に関する施策の総合的な推進を図る。 ▶ 市の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策について、その目標や施策の根本となる方針を定める。 														<ul style="list-style-type: none"> ▶ 教育大綱及び一次計画の基本理念を踏まえ、教育の振興に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、教育の目指すべき姿を明らかにし、一次計画に続く5か年に取り組み基本的な施策の方向性及び重点施策を示す。 ▶ 国や東京都など関係機関による計画や法律との整合性に留意する。 																																																																																																																																																																																																																																																													
期間		平成29年度から平成33年度まで																																																																																																																																																																																																																																																																											
策定体制	外部組織	<p>【大綱・教育振興基本計画策定懇談会】</p> <p>○所掌事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ▶ 教育大綱の素案について協議し、その結果を市長に報告する。 ▶ 教育振興基本計画の素案について協議し、その結果を教育委員会に報告する。 														<p>○構成</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>委員内訳</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>有識者</td> <td>大学教授、教育委員会委員 各1人</td> </tr> <tr> <td>関係機関</td> <td>小・中学校校長会 小学校・中学校から各1人</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">市民団体</td> <td>社会教育委員</td> </tr> <tr> <td>スポーツ推進委員</td> </tr> <tr> <td>公民館運営審議会委員</td> </tr> <tr> <td>市公立学校PTA連合会 小学校・中学校から各1人</td> </tr> <tr> <td>公募</td> <td>市民 2人</td> </tr> </tbody> </table>														区分	委員内訳	有識者	大学教授、教育委員会委員 各1人	関係機関	小・中学校校長会 小学校・中学校から各1人	市民団体	社会教育委員	スポーツ推進委員	公民館運営審議会委員	市公立学校PTA連合会 小学校・中学校から各1人	公募	市民 2人																																																																																																																																																																																																																																			
	区分	委員内訳																																																																																																																																																																																																																																																																											
有識者	大学教授、教育委員会委員 各1人																																																																																																																																																																																																																																																																												
関係機関	小・中学校校長会 小学校・中学校から各1人																																																																																																																																																																																																																																																																												
市民団体	社会教育委員																																																																																																																																																																																																																																																																												
	スポーツ推進委員																																																																																																																																																																																																																																																																												
	公民館運営審議会委員																																																																																																																																																																																																																																																																												
	市公立学校PTA連合会 小学校・中学校から各1人																																																																																																																																																																																																																																																																												
公募	市民 2人																																																																																																																																																																																																																																																																												
内部組織	<p>【大綱策定委員会】</p> <p>○所掌事項：庁内に設置する大綱策定委員会は、教育大綱の原案を策定し、市長に報告する。専門部会は設置しない。</p> <p>○構成</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">構成員</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>【委員長】</td> <td>副市長</td> </tr> <tr> <td>【副委員長】</td> <td>教育長</td> </tr> <tr> <td>【委員】</td> <td>企画財務部長、教育部長、学校教育担当部長、防災安全課長、協働推進課長、子育て支援課長、子ども育成課長、子ども育成課児童担当課長、健康推進課長、教育総務課教育施設担当課長、指導・教育センター担当課長、学校給食課長、文化振興課長、スポーツ振興課長、図書館長</td> </tr> </tbody> </table>														構成員		【委員長】	副市長	【副委員長】	教育長	【委員】	企画財務部長、教育部長、学校教育担当部長、防災安全課長、協働推進課長、子育て支援課長、子ども育成課長、子ども育成課児童担当課長、健康推進課長、教育総務課教育施設担当課長、指導・教育センター担当課長、学校給食課長、文化振興課長、スポーツ振興課長、図書館長	<p>【教育振興基本計画策定委員会】</p> <p>○所掌事項：教育振興基本計画の原案を策定し、教育委員会に報告する。なお、専門的な調査・研究を行わせるため、専門部会を置く。</p> <p>○構成</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>構成員</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>策定委員会</td> <td>【委員長】 教育長 【副委員長】 企画財務部長 【委員】 教育部長、学校教育担当部長、防災安全課長、協働推進課長、子育て支援課長、子ども育成課長、子ども育成課児童担当課長、健康推進課長、教育総務課教育施設担当課長、指導・教育センター担当課長、学校給食課長、文化振興課長、スポーツ振興課長、図書館長</td> </tr> <tr> <td>学校教育部会</td> <td>指導・教育センター担当課長、教育総務課教育施設担当課長、教育総務課主査、教育総務課教育施設担当主査、教育指導課主査、協働推進課主査、子育て支援課主査、子ども育成課主査、健康推進課主査</td> </tr> <tr> <td>生涯学習部会</td> <td>文化振興課長、スポーツ振興課長、企画政策課主査、文化振興課主査（2人）、スポーツ振興課主査、図書館主査</td> </tr> </tbody> </table>														区分	構成員	策定委員会	【委員長】 教育長 【副委員長】 企画財務部長 【委員】 教育部長、学校教育担当部長、防災安全課長、協働推進課長、子育て支援課長、子ども育成課長、子ども育成課児童担当課長、健康推進課長、教育総務課教育施設担当課長、指導・教育センター担当課長、学校給食課長、文化振興課長、スポーツ振興課長、図書館長	学校教育部会	指導・教育センター担当課長、教育総務課教育施設担当課長、教育総務課主査、教育総務課教育施設担当主査、教育指導課主査、協働推進課主査、子育て支援課主査、子ども育成課主査、健康推進課主査	生涯学習部会	文化振興課長、スポーツ振興課長、企画政策課主査、文化振興課主査（2人）、スポーツ振興課主査、図書館主査																																																																																																																																																																																																																																	
構成員																																																																																																																																																																																																																																																																													
【委員長】	副市長																																																																																																																																																																																																																																																																												
【副委員長】	教育長																																																																																																																																																																																																																																																																												
【委員】	企画財務部長、教育部長、学校教育担当部長、防災安全課長、協働推進課長、子育て支援課長、子ども育成課長、子ども育成課児童担当課長、健康推進課長、教育総務課教育施設担当課長、指導・教育センター担当課長、学校給食課長、文化振興課長、スポーツ振興課長、図書館長																																																																																																																																																																																																																																																																												
区分	構成員																																																																																																																																																																																																																																																																												
策定委員会	【委員長】 教育長 【副委員長】 企画財務部長 【委員】 教育部長、学校教育担当部長、防災安全課長、協働推進課長、子育て支援課長、子ども育成課長、子ども育成課児童担当課長、健康推進課長、教育総務課教育施設担当課長、指導・教育センター担当課長、学校給食課長、文化振興課長、スポーツ振興課長、図書館長																																																																																																																																																																																																																																																																												
学校教育部会	指導・教育センター担当課長、教育総務課教育施設担当課長、教育総務課主査、教育総務課教育施設担当主査、教育指導課主査、協働推進課主査、子育て支援課主査、子ども育成課主査、健康推進課主査																																																																																																																																																																																																																																																																												
生涯学習部会	文化振興課長、スポーツ振興課長、企画政策課主査、文化振興課主査（2人）、スポーツ振興課主査、図書館主査																																																																																																																																																																																																																																																																												
スケジュール		<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2"></th> <th colspan="7">平成27年度</th> <th colspan="7">平成28年度</th> </tr> <tr> <th>10月</th><th>11月</th><th>12月</th><th>1月</th><th>2月</th><th>3月</th><th>4月</th><th>5月</th><th>6月</th><th>7月</th><th>8月</th><th>9月</th><th>10月</th><th>11月</th><th>12月</th><th>1月</th><th>2月</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>総合教育会議</td> <td colspan="7">策定方針決定</td> <td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td>素案確認</td> <td></td><td></td><td>大綱決定</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">懇談会</td> <td></td><td></td><td></td><td></td><td colspan="3">公募</td> <td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td> </tr> <tr> <td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td>①</td><td>②</td><td>提言</td> <td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td> </tr> <tr> <td>策定委員会</td> <td></td><td></td><td>任命</td> <td>素案検討</td><td>素案決定</td> <td></td><td>素案確認</td> <td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td>原案決定</td> <td></td><td></td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td>意見公募</td> <td></td><td>全協</td> </tr> </tbody> </table>															平成27年度							平成28年度							10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	総合教育会議	策定方針決定													素案確認			大綱決定	懇談会					公募																			①	②	提言									策定委員会			任命	素案検討	素案決定		素案確認								原案決定			その他														意見公募		全協	<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2"></th> <th colspan="7">平成27年度</th> <th colspan="7">平成28年度</th> </tr> <tr> <th>10月</th><th>11月</th><th>12月</th><th>1月</th><th>2月</th><th>3月</th><th>4月</th><th>5月</th><th>6月</th><th>7月</th><th>8月</th><th>9月</th><th>10月</th><th>11月</th><th>12月</th><th>1月</th><th>2月</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>教育委員会</td> <td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td>協議</td><td>教委決定</td> </tr> <tr> <td>懇談会</td> <td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td>公募</td> <td></td><td></td><td>①</td><td>②</td><td>③</td><td>提言</td> <td></td><td></td> </tr> <tr> <td>策定委員会</td> <td></td><td></td><td>任命</td> <td>素案検討</td><td>素案決定</td> <td></td><td>素案確認</td> <td></td><td>素案決定</td> <td>素案確認</td><td>素案決定</td><td>原案検討・決定</td> <td></td><td></td><td></td><td></td><td></td> </tr> <tr> <td>専門部会</td> <td></td><td></td><td>任命</td> <td></td><td></td><td></td><td>素案検討</td> <td></td><td>素案検討</td> <td></td><td>原案検討</td> <td></td><td></td><td></td><td></td><td></td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td>意見公募・学校意見聴取</td> <td></td><td></td><td></td><td></td><td>全協</td> </tr> </tbody> </table>															平成27年度							平成28年度							10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	教育委員会																協議	教委決定	懇談会									公募			①	②	③	提言			策定委員会			任命	素案検討	素案決定		素案確認		素案決定	素案確認	素案決定	原案検討・決定						専門部会			任命				素案検討		素案検討		原案検討						その他											意見公募・学校意見聴取					全協
	平成27年度							平成28年度																																																																																																																																																																																																																																																																					
	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月																																																																																																																																																																																																																																																												
総合教育会議	策定方針決定													素案確認			大綱決定																																																																																																																																																																																																																																																												
懇談会					公募																																																																																																																																																																																																																																																																								
							①	②	提言																																																																																																																																																																																																																																																																				
策定委員会			任命	素案検討	素案決定		素案確認								原案決定																																																																																																																																																																																																																																																														
その他														意見公募		全協																																																																																																																																																																																																																																																													
	平成27年度							平成28年度																																																																																																																																																																																																																																																																					
	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月																																																																																																																																																																																																																																																												
教育委員会																協議	教委決定																																																																																																																																																																																																																																																												
懇談会									公募			①	②	③	提言																																																																																																																																																																																																																																																														
策定委員会			任命	素案検討	素案決定		素案確認		素案決定	素案確認	素案決定	原案検討・決定																																																																																																																																																																																																																																																																	
専門部会			任命				素案検討		素案検討		原案検討																																																																																																																																																																																																																																																																		
その他											意見公募・学校意見聴取					全協																																																																																																																																																																																																																																																													

3 武蔵村山市における教育の基本的な考え方

本計画は、武蔵村山市の教育について、平成23年12月に教育委員会で決定した教育目標などを踏まえつつ、おおむね10年先を見通した基本理念を次のように定め、教育施策を推進します。

(1) 基本理念

人と人との絆で 未来を拓く^{ひら} 学び支え合うまち むさしむらやま

○人と人との絆で

学校、家庭及び地域と連携・協力しながら、人と人との絆を大切にし、自然や歴史・文化とのつながりの中で、児童・生徒の明るい未来を創造していきます。

○未来を拓く^{ひら}

児童・生徒が様々な学びや経験・体験を通して、生きる力を育み、たくましく未来を切り拓き、力強く生きていくことを目指していきます。

○学び支え合うまち むさしむらやま

誰もが生涯を通じて互いに学び合い、高め合える元気で活力あふれるまちになるような教育を目指していきます。

(2) 教育目標

武蔵村山市教育委員会は、日本国憲法及び教育基本法の精神にのっとり、我が国と郷土の未来を切り拓く教育の基本を確立し、その振興を図るため、以下の「教育目標」を制定する。

学校教育においては、家庭における教育の成果を基盤としながら、児童・生徒が、豊かな心を持ち、確かな学力や健やかな体力を身に付けることができるようにするために、

- 自ら学び、主体的に判断し、創造力豊かに、よりよく問題を解決しようとする子供
- 思いやりと協力を重んじ、規範意識及び公共の精神に基づき、進んで社会の形成に参画しようとする子供
- 生命を尊び、自然を大切にし、環境の保全に寄与しようとする子供
- 伝統と文化を尊重し、我が国と郷土を愛するとともに、国際社会の平和と発展に貢献しようとする子供

の育成を重視する。

社会教育においては、あらゆる場所における学習を通して、市民一人一人が、自己の人格を磨き、互いに支え合いながら豊かな人生を送ることができるようにするために、

- 自ら進んで、幅広い知識と教養を身に付け、豊かな情操と健やかな身体を養おうとする人間
- 個人の尊厳を重んじるとともに、公共の精神に基づき、主体的に社会の発展に寄与しようとする人間
- 生命を尊び、自然を大切にし、環境の保全に寄与しようとする人間
- 伝統と文化を継承し、我が国と郷土を愛するとともに、新しい文化の創造及び世界の平和と人類の福祉に貢献しようとする人間

を育成する生涯学習社会の実現を目指す。

上記の教育目標の達成に向けて、武蔵村山市教育委員会は、児童・生徒及び市民のための教育が、家庭・学校及び地域のそれぞれが責任を果たし、連携して行われることを目指して、施策の充実を図っていく。

平成23年12月 教育委員会決定

(3) 基本方針

基本方針 1

生きる力を育む教育の推進

知識基盤社会において、いかに社会が変化しようと、子供たち一人一人が、自ら課題を見付け、自ら学び、自ら考え、主体的に判断し、行動し、よりよく問題を解決することができるようにするために必要な「生きる力」を育むことが求められる。

そのために、家庭における教育の成果を基盤としながら、子供たちが、豊かな心を持ち、確かな学力や健やかな体力を身に付けることができる教育を推進する。

基本方針 2

学校・家庭・地域の連携強化

我が国と郷土の未来を切り拓くために行われる子供たちのための教育が、一層効果的に行われるようにするために、学校・家庭及び地域社会が、それぞれの機能を十分に発揮して、その責任を果たすとともに、これまで以上に連携を強化することが求められる。

そのために、開かれた学校づくりを推進するとともに、社会全体で子供たちを育てる仕組みの構築を図る。

基本方針 3

教育の質の向上と教育環境の整備

保護者や地域から信頼される学校づくりを実現するために、教員が、自らの資質や能力を向上させるとともに、成果と課題の検証に基づき、教育活動の改善を図ることが求められる。

そのために、教員対象の研修や、校内における人材育成のための組織を確立するとともに、学校評価に基づく経営改善を推進する。

また、学校における教育活動の効果を一層高めるために、施設、教育機器等の教育環境の整備を推進するとともに、諸制度の充実を図る。

基本方針 4

自己実現を目指す生涯学習の推進

あらゆる場所における学習を通して、市民一人一人が、自己の人格を磨き、互いに支え合いながら豊かな人生を送ることができるようにするとともに、我が国と郷土を愛し、主体的に社会の発展に寄与しようとする気持ちや態度を育む生涯学習社会の実現が求められる。

そのために、市民が生涯を通じて、自ら学んだり、伝統や文化に触れたり、スポーツに親しんだりすることができる多様な学習機会の充実を図る。